

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和8年10月16日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する調達の内容

- 1 件名
高性能解析用パソコン（15台）の借入れ
- 2 入札物件の数量及び特質
高性能解析用パソコン（15台） 一式
- 3 借入期間
令和9年3月1日から令和14年2月29日まで
- 4 納入場所
奈良県警察本部の指定する場所
- 5 入札方法
 - (1) 入札は、物件の1か月当たりの借入金額（搬入、設置、調整、保守、撤去等を含みます。）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
 - (2) 入札は、電子入札システムを利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」<https://www.pref.nara.jp/26215.htm>から確認できます。）
 - (3) 郵便入札の可否 否
 - (4) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び契約書案によります。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(6)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目〇1賃貸業務に登録をしている者であること。
なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）
電話番号（直通）0742-27-8908
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。
- (5) この公告に示した借入物品の規格に合致した物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績がある者であること。
- (6) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であって、かつ、当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。

第3 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第2に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第4の1の(6)で示す期日までに、入札説明書で示す競争入札参加資格確認申請を行うとともに、借入物品を確実に納入し得ることを証明する書類等を奈良県警察本部警務部会計課調度係（第5の1で示す場所）に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第4 入札日程等

1 入札日程

手続等	期間・期日	場所・方法
(1) 入札説明書の交付	公告の日から 令和8年12月24日（木）	入札情報公開システムによる公開 「奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト」 https://www.pref.nara.jp/26215.htm
(2) 仕様書の交付	公告の日から 令和8年10月23日（金） 午後5時まで	奈良県警察本部警務部会計課にて交付（要返却） （第5の1で示す場所）
(3) 入札説明会	実施しません。	
(4) 仕様書等に関する質問	令和8年10月26日（月） 午後5時まで	電子入札システムへの入力
(5) 質問に対する回答	令和8年11月2日（月） 午前10時以降	電子入札システムによる回答
(6) 競争入札参加資格確認の申請及び書類の提出	公告の日から 令和8年11月9日（月） 午後5時まで 書類の再提出の場合は、 令和8年12月9日（水） 午後5時までに再提出	競争入札参加資格確認の申請及び書類の提出 ・電子入札システムへの入力（競争入札参加資格確認の申請） ・書類の提出場所 奈良県警察本部警務部会計課調度係（第5の1で示す場所）
(7) 入札参加資格確認審査結果通知	令和8年12月16日（水） 午前10時以降	電子入札システムによる通知
(8) 入札書の提出	上記(7)の入札参加資格確認審査結果の通知を受けた日から 令和8年12月23日（水） 午後5時まで	電子入札システムへの入力

(9) 開札	令和8年12月24日(木) 午前10時から	電子入札システムによる開札
--------	--------------------------	---------------

(注) 奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条に規定する休日を除きます。

(電子入札システムの利用可能時間は、平日の午前8時から午後10時まで)
各項目の期限は、電子入札システムのサーバーへの電子データ到達期限となります。データの送信が期限までにサーバーに到達しなければ、受付したことはありません。

2 入札書の取消し等

提出した入札書は引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

3 入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札(2回目)を行う場合があります。

第5 問合せ先

1 本件入札に関すること・契約を担当する部課等の名称

〒630-8578 奈良市登大路町80番地

奈良県警察本部警務部会計課調度係(奈良県分庁舎1階)

電話番号(代表)0742-23-0110 内線2244

2 電子入札システムの操作に関すること

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号0570-021-777

平日:午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除きます。)

Email:sys-e-cydeenaspelp.rx@ml.hitachi-systems.com

第6 その他

1 入札保証金

この一般競争入札の参加者は、1か月当たりの入札金額に借入期間の月数を乗じて得た金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第4条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

2 契約保証金

契約の相手方は、1か月当たりの契約金額に借入期間の月数を乗じて得た金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札

(2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

(3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード(以下「ICカード」といいます。)等を不正に使用して行った入札

(4) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用して行った入札

(5) 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

(6) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札

(7) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札

4 契約書作成の要否

要します。

5 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

6 調達手続の停止等

電子入札等を取りやめる必要があると認められる場合は、この調達手続について電子入札システムにより停止等の措置を行うことがあります。

7 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

8 契約の解除

契約締結後、契約者について7の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、7の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。